

正徳十二年（一五一六）九月十三日

右の執照は正使栢占・通事蔡樟等に付し、此れに准ぜしむ

進貢等の
事の為にす 執照

1-42-15

琉球国中山王尚真の、亜佳周等を暹羅等の国へ遣わす執照

（一五二七、九、一五）

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁り、深く未便と為す。此の為に今、正使亜佳周・通事梁傑等を遣わし、信字号海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に蘇木・胡椒等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所扨りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百一十一号半印勘合執照を給して正使亜佳周・通事梁傑等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実^{とこ}に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅慢して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 亜佳周

副使二員 麻美子 馬五刺

通事二員 梁傑 高義

火長 紅芝

管船直庫 紐古

梢水共に百十二名

正徳十二年（一五一七）九月十五日

進貢等の
事の為にす 執照 右の執照は正使亜佳周・通事梁傑等に付し、此れに准ぜしむ

1-42-16

琉球国中山王尚真の、麻美子等を暹羅等の国へ遣わす執照

（一五一八、九、一八）

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁り、深く未便と為す。此の為に今、正使麻美子・通事高義等を遣わし、信字号海船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に胡椒・蘇木等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所扨りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百一十六号半印勘合執照を給して正使麻美子・通事高義等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗

実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 麻美子

副使一員 馬五刺

通事二員 高義 梁仕^①

管船直庫 紐古

梢水共に百五十三名

正徳十三年（一五一八）九月十八日

右の執照は正使麻美子・通事高義等に付し、此れに准ぜしむ進貢等の事の為にす 執照

注*（四二一八）参照。

（一）梁仕 久米村具江梁氏（亀嶋家）（『家譜（二）』七五七頁）。

1-42-17

琉球国中山王尚真の、馬布度等を暹羅等の国へ遣わす執照

（一五一八、九、一八）

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

一切に本国は産物稀少にして貢物を欠乏するに縁り、深く未便と為す。此の為に今、正使馬布度・通事鄭昊等を遣わし、福字号海

船一隻に坐駕し、磁器等の物を装載し、暹羅等の国の出産の地面に前往して両平に胡椒・蘇木等の貨を収買せしむ。回国して預め下年に大明天朝に進貢するに備う。

所抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到処の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字二百一十五号半印勘合執照を給して正使馬布度・通事鄭昊等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して便ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 馬布度

副使一員 達魯每

通事二員 蔡迪 鄭昊

火長 陳詔^①

管船直庫 椰麻渡

梢水共に一百三十八名

正徳十三年（一五一八）九月十八日

右の執照は正使馬布度・通事鄭昊等に付し、此れに准ぜしむ進貢等の事の為にす 執照

注（一）陳詔 久米村陳氏（仲本家）五世（『家譜（二）』四八八頁）。